

Title	〔商法 一三八〕主債務者により支払がなされた後の手形を悪意で受戻した裏書人の再遡求権
Sub Title	
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichiro) 商法研究会( Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1974
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology ). Vol.47, No.9 (1974. 9) ,p.81- 85
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19740915-0081">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19740915-0081</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

## 〔商法 一三八〕 主債務者により支払がなされた後の手形を

### 悪意で受戻した裏書人の再遡求権

（京都地裁昭和四五年五月一日判決  
昭和四三三手ワ一三二号約束手形金請求事件（通常移行）  
判例時報六〇七号八四頁）

#### 〔判示事項〕

一 約束手形の振出人が所持人に対し手形金の支払をした場合、手形を受戻さなくても手形債務は消滅し、これを期限後裏書により取得した者は善意取得をすることはできない。

二 右の場合、所持人に対し遡求義務を果して手形を受戻した裏書人は、手形法四〇条三項所定の悪意・重過失のないときにかぎって振出人に再遡求ができる。

#### 〔参照条文〕

手形法三九条一項、同四〇条三項

#### 〔事実〕

Y（被告）は本件約束手形一〇通をX（原告）宛に振出し、XはこれをA（訴外）に裏書した。Aは、右手形一〇通のうち四通を支払期日に支払場所に呈示したが、その余の六通についてはこれを適法

期間内に呈示しなかつた。その間の事情は、右呈示された四通の手形が不渡になつた時点で、Y・A間に本件手形すべてについて示談が成立し、Yが右示談金を支払つたことによる。しかし、Aは、右示談金の支払に対して、「この手形をYの他の債権者に見せて、自分も二割で泣いたからといって、他の債権者と示談してあげる」と称し、右手形をYに交付しなかつた。

Xは本訴を提起し、本件手形中呈示済の四通については、Aに対する遡求義務を履行してこれらを受戻したものであり、また、その余の六通については、Aから譲渡裏書を受けたものであることを理由として、本件手形所持人として手形金の支払を請求した。これに対してYは、XがAから本件手形を取得したのは期限後裏書にもとづくこと、および、Xは悪意の取得者であることを理由として、YはXに対して、右示談金支払による手形債務消滅の抗弁を以て対抗

しうるものと抗弁した。

〔判旨〕

Xの請求棄却。

一 本件手形一〇通のうち、呈示のなかつた六通の手形について。

「約束手形の振出人が手形を受戻さないで所持人に対し手形金の支払をした場合（現実の支払でなく、代物弁済、相殺、所持人による免除の場合も同じ）、手形を受戻さなくても手形債務は消滅し、所持人は無権利者となり、その後所持人から期限後裏書により手形の譲渡を受けた者（手統の欠缺による遡求義務消滅後に手形の交付により手形の譲渡を受けた裏書人も同じ）は、手形上の権利を善意取得しえないと解するのが相当である。『振出人は手形を受戻さないで支払つても期限後裏書により手形の譲渡を受けた者に対抗しえない』とする反対の見解は採用しえない。したがつて、XがAから期限後裏書によつて右六通の手形の譲渡を受けたとしても、Xは手形上の権利を善意取得しえない。』

二 本件手形一〇通のうち、不渡となつた四通の手形について。

「約束手形の振出人が手形を受戻さないで所持人に対し手形金の支払をした場合、その後に裏書人が所持人に対し遡求金額を支払つて手形を受戻したとき、遡求義務者は手形法上準証責任負担の下に支払を強制される地位にあるから、手形法四〇条三項を準用し、右裏書人は、同条にいう『悪意又は重大なる過失』のないかぎり、振出人に対し再遡求金額を請求しうると解するのが相当である。』しか

るに、Xは、本件手形取得当時、Aが無権利者であることを知っていただけでなく、Aの無権利を容易かつ確実に証明しうることを知っていた。すなわち、手形法四〇条三項にいう『悪意』であつたと認めるのが相当である。したがつて、XがAに対し遡求金額を支払つて右四通の手形を受戻したとしても、Xは、Yに対し再遡求金額を請求しえない。』

〔研究〕

結論的賛成。

一 本判決は、「約束手形の振出人が手形を受戻さないで所持人に対し手形金の支払をした場合、手形を受戻さなくても手形債務は消滅し、所持人は無権利者となり、その後所持人から期限後裏書により手形の譲渡を受けた者は、手形上の権利を善意取得しえないと解するのが相当である」と判示する（傍点評釈者。手形金支払後の手形取得者の権利行使の可否を、「善意取得」の有無をもつて判断している点において、本判決は独自の理論的立場によるというべきものである）。

手形法三九条一項は手形の支払をなす者に受戻の請求をなしうることを認めているが、この受戻は、支払をなす者の権利であつて、支払の効力要件ではないものと解されている（通説、大判明治三十九年五月二五日民録二卷七五〇頁）。手形の受戻権が認められる理由は、債務者の二重払の危険の防止にあるものといわれる（伊沢・手形法小切手法講解四卷一五〇頁、大判大正七年一〇月二日民録二四卷一九五二頁）が、受戻をせずに支払をなした場合にも、その支払に絶対的効力が

あるならば、債務者に二重払の危険ということはありえないはずである。そこで、もし債務者に二重払の危険があるとすれば、受戻をせずに支払をなしたときには債務者はその支払をもつて第三取得者に対抗しえない場合のということを、法が予定していることとなる。

この点の説明は、一般に、手形の受戻をしない以上、手形上の権利は、依然として消滅せず、単に債務者と所持人との間の支払済の人的抗弁事由となるにすぎないものとされている（田中誠・手形・小切手法評論下巻六〇四頁、鈴木・手形法小切手法二八五頁、等）。しかし、受戻を支払の効力要件ではないものと解するならば、手形の原因債務が弁済された場合と手形金が支払われた場合との間には、手形上の権利そのものの消長に関して差があるはずである。前者は純粹に當事者間の人的抗弁事由にすぎず、手形上の権利は依然として存続するのに対して、後者は手形上の権利そのものを消滅せしむべき事由である。もし、受戻をせずにした手形金の支払によつては手形上の権利は依然として消滅せず、それが単なる債務者・所持人間の人的抗弁事由にすぎないならば、すでに支払をえている所持人が裏書人に遡求権を行使した場合、いわゆる人的抗弁の個性性によつて、裏書人は主たる債務者の支払をもつては所持人に対抗しえなくなるおそれが生ずる（倉沢「手形の無因性と人的抗弁」手形研究一〇巻九号四頁以下、大森・民商法雜誌六一巻六号一〇頁以下参照）が、この場合には、所持人の手形上の権利の消滅をもつて全手形義務者が対抗しうるものと解すること（大判大正十一年一月二十五日民集一巻六七四頁）に

異論はありえないであらう。さらに、支払後の手形の流通は期限後裏書によることが多いといえようが、期限後裏書には人的抗弁切断の効果が与えられてはいないものであるから、この場合の善意の第三取得者の保護を考慮するものとするならば（鈴木・前掲一八六頁註一六）、ますます人的抗弁の法理からははなれるものとおもわれる。次に考えられる立場は、手形を受戻さずにした支払によつても手形上の権利は消滅するが、債務者はその支払をもつて善意の第三者には対抗できないものとする、いわゆる相対効と解することである（大隈・河本・手形法小切手法一六一頁はこの趣旨か）。しかし、このような見解は、手形法の規定上、受戻が債務者の権利とされており、いかなる意味でも要件とはされていないことからしても、根拠を欠くものとせざるをえないであらう。

先に述べたように、本判決はこの点を善意取得によつて根拠づけようとする。私は結果的に本判決のこの立場に賛成するものであるが、受戻をせずに支払をなした債務者の二重払の危険を善意取得によつて根拠づける場合に問題となるのは、ほんらい善意取得は存在する権利の帰属に関する問題であつて、しかるに、この場合には権利そのものが消滅し不存在であるという点である。その意味で、たしかにこれは純粹に善意取得の場合ではない。

ただ、債務者が手形の受戻をせずに手形金の支払をなした場合に、手形上の権利はそれにより消滅するが、その手形を最終被裏書人が所持していることの有する権利外観により、それがさらに流通におかれた場合には、第三取得者は無権利者からの取得に準じて債

務者に対する権利を善意取得すべきものとおもう。換言すれば、債務者は、受戻をせずに支払をなしたことによつて、権利外観を作り出したことの責任を信頼者に対して負うべきものと考えられる。

このように理解すると、第三者は重過失があれば善意取得は不可能となり、人的抗弁事由についてはたとえ重過失があつても取得者は抗弁切断の保護を受けること（通説）と結果的にも異なることとなる（受戻をせずに支払をなした債務者が責任を負うのは、善意・無重過失の第三者に対してであるとするもの——田中耕・手形法小切手法概論四四七頁）。

ところで、本件Xは期限後裏書により手形を取得した者である。期限後裏書に善意取得の効力があるか否かについては、本判決はこれを否定する（通説同旨、反対・田中耕・前掲三九五頁）。賛すべきものとおもう。前述のような理論に拠つた場合、たしかに期限後裏書においても所持人（裏書人）に権利外観は存在するものといえるが、しかし、流通期間経過後に手形を取得した被裏書人については、有価証券法理にもとづく信頼保護の資格はこれを認むべきでないものとおもわれるからである。

二 所持人が主たる債務者から手形金の支払を受けながら、その手中に残存する手形により裏書人に遡求する場合、右の支払により所持人の手形上の権利がすでに消滅するものと解する以上は、裏書人のなす償還について免責の有無という問題は問うてはならない。後に実質的な権利者が現れて、右の償還の効力を争うということはありえないからである。

問題は、所持人の有する権利外観が、それを信じて償還し手形を受戻した者の再遡求権取得にどのように作用するかということであつて、そのかぎりにおいては、手形の転得者の場合と同様になる。

ただ、裏書人が転得者と異なるのは、裏書人にとつては、所持人の権利外観はそのまま自己の遡求義務の存在の蓋然性を意味し、したがつて転得者のごとくまつたく任意に手形を取得するものではないことである。そこで、この場合の裏書人の再遡求権の取得の有無を、権利外観にもとづく善意取得に準じて考えるところも、その善意・無重過失の意味は拡大され、結果的には手形法四〇条三項にいう意味とひとしく解されるべきこととなる（倉沢・週刊金融商事判例二一九号四頁）。

裏書人が振出人に対し再遡求権を行使しうる所以は、みずから償還して手形を受戻しそれを現に所持していることのほかに、ほんらい、振出人がその手形行為の効果として再遡求義務を負つていることにある。手形上の権利が現に存在し、したがつて振出人の手形上の義務が存在している場合において、裏書人が裏書連続ある所持人に償還して手形を受戻したときには、たとえそれが無権利者からの受戻であつたとしても、裏書人は、手形法四〇条三項の免責力により再遡求権行使の資格を得ることとなるものと解することができるが、これに対して、振出人の手形金支払により手形上の権利が消滅し、したがつてその手形上の義務が消滅している場合には、単に権利行使の資格だけを得ても、それだけで振出人に対する再遡求権の行使が可能であるということにはならない（それゆえにこそ、裏書人

は所持人の遡求に対して、振出人の支払という事実をもつて対抗することができるのである。この場合に、再遡求権の行使を認めるためには、裏書人の償還・受戻が、手形上の権利すなわち振出人の義務の不在という瑕疵を治癒しうるものとする理論が必要である。これは一

倉沢 康一郎

## 〔最高裁判事例研究 一一九〕

昭四八七(最高民集二七卷  
三九五九六頁)

一、債権者代位訴訟に債務者が当事者参加して第三債務者に対し提起した同一の訴と重複起訴

二、債権者代位訴訟に債務者が当事者参加して第三債務者に対し提起した同一の訴についての債務者の訴訟追行権

建物明渡等請求事件(昭四八・四・二四第三小法廷判決)

X(原告・控訴人・被上告人)はY(被告・控訴人・上告人)に対して、①甲建物明渡、②土地賃借権保全のためZのYに対する土地明渡請求に代位して、乙建物取去土地明渡を訴求した。これに対して甲・乙両建物の敷地所有者であるZ(参加人・被控訴人・被上告人)が、③Xに対して乙建物の敷地につきXの賃借権不存在の確認、④Yに対して乙建物取去土地明渡を求めて、当事者参加したのが本件訴訟である。甲建物はXのもの、乙建物はYのもの、乙建物敷地はZのものについて争いがなく、従って実体法上の争点はXY間の乙建物敷地についての転借の有

種の権利外観理論であるが、この場合の信頼保護の要件は、前述のように手形法四〇条三項にいう善意・無重過失と同様の意味に解すべきものとおもわれるので、結論的には本判決に賛成である。

効・無効、当該土地につきZのXに対しての賃貸借契約の解除の有効・無効の点である(この点裁判所は、一貫してほぼ全面的にZの主張を認めている)。問題は、しかし、そもそもZの参加は適法か(Zの参加は、Xとの関係で二重起訴ではないか)ということであった。Yは一貫して、この点を問題とした。

第一審は、Zは七一条前段の第三者に該当することは明白であるとした上で、「参加人において自己の債権者として自己の権利を代位行使しているものが、実は自己の債権者でなく、したがって自己の権利を代位行使できない旨主張するときは、なお訴訟上自ら右権利を行使して差し支えないものと解するのが相当である。なお、「Xの賃借権の存否」の点は実体関係上の問題にすぎず、したがって、この点は参加申立の許否を定める場合において斟酌しなればならないことではない」として、Xの請求(①②)を棄却し、Zの請求(③④)を認容した。

第二審は「債権者代位権に基づく訴訟が不適法として却下される場合には、同一訴訟物に関する債務者自身の提起する訴訟は、二重起訴に該当し